

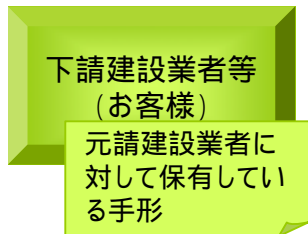
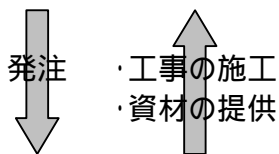
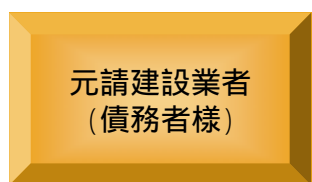
債権買取事業概要

- 「下請債権保全支援事業」は、下請建設業者等の経営・雇用の安定、連鎖倒産防止等を図る目的で国土交通省により創設された制度です。債権買取事業は、2011年6月1日から拡充された事業です。
- お客様が元請建設業者に対して有する建設工事(東日本大震災被災地域における災害廃棄物の撤去等含む)の手形を弊社が買取いたします。

ご利用のメリット

資金化	保有債権の早期資金化が可能です	債権保全	債務者が支払い不能となった場合でも買戻しの必要はありません
買取手数料の助成	買取手数料率の3分の2(上限4%)が助成されます	下請回数に関係なく対応	元請 一次下請だけでなく、一次 二次下請間も保証可能

債権買取のイメージ図

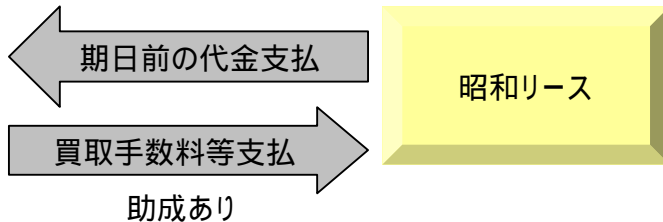


対象企業は下記のいずれかであることが条件です。

被災地域()に主たる営業所を有する下請建設業者等
被災地域()において工事及び災害廃棄物の撤去等をおこなう下請建設業者等

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く)詳細は厚生労働省のHPをご参照ください。

HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html>



お手続きの流れについて

『申込 譲渡代金支払 スケジュール』

買取希望銘柄のお申し込み

買取条件のご提示

成因書類・手形(写)のご提出

審査 買取承諾

債権譲渡契約の締結

譲渡代金のお支払

譲渡代金は、買取債権額からお客様ご負担買取手数料(利用手数料を含む)を差し引いた金額となります。

債権買取に際しては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合があります。

債権買取にあたってのご提出書類は以下のものとなります。

契約内容を確認する書類

- ・支払条件記載の注文書・請書
- ・請負契約書
- ・取引契約書

+

支払を確認する書類

- ・支払通知書
- ・弊社が認めた請求書
- ・手形(写)

初めてお取引を頂く場合、下記書類をお願いする場合がございます。

- ・会社案内
- ・ご決算書(直近1期分)
- ・印鑑証明

買取手数料について

- 買取手数料率(年率)の3分の2(上限4%)が助成されます。
但し本制度の利用料として年率1%の手数料が必要となります。
- 助成料率控除、利用手数料支払のお手続きは弊社にて代行いたします。
- お客様ご負担の買取手数料率(年率)は2~12%となります。

1000万円の債権を買取した場合の手数料目安

お客様ご負担 買取手数料率(%) (利用料含む)	10%	82,192円	164,384円	246,575円	328,767円
	9%	73,973円	147,945円	221,918円	295,890円
	8%	65,753円	131,507円	197,260円	263,014円
	7%	57,534円	115,068円	172,603円	230,137円
	6%	49,315円	98,630円	147,945円	197,260円
	5%	41,096円	82,192円	123,288円	164,384円
	4%	32,877円	65,753円	98,630円	131,507円
	3%	24,658円	49,315円	73,973円	98,630円
	2%	16,438円	32,877円	49,315円	65,753円
			30	60	90
		計算日数(日)			

計算式:

買取手数料 = 買取債権額 × ご負担買取手数料率 × 計算期間(日) ÷ 365

ご負担買取手数料率 = 買取手数料率 - 助成料率(上限4%) + 利用手数料率(1%)

お申し込みの際の確認事項

お客様(下請建設業者様)についてのチェック項目

確認	チェック項目
	次のいずれかに該当する。 元請建設業者から建設工事を直接請け負っている下請建設業者である 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者である
	次のいずれかに該当する。 お客様の主たる営業所が被災地域にある お客様が被災地域において工事(災害廃棄物の撤去等を含む)をおこなう
	資本の額もしくは出資の総額が20億円以下、または従業員の数が1,500人以下である

被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都を除く)(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村
詳細は、厚生労働省のHP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html> をご確認ください。

元請建設業者についてのチェック項目

(一次下請と二次下請の関係では、当該一次下請先が元請となります。)

確認	チェック項目
	本年度および前年度に公共工事の受注実績がある、 または買取日において有効は経営事項審査を受けている
	破産会社等に該当しない(民事再生、会社更生、特別清算の各申立て含む)
	手形交換所による取引停止処分を受けていない
	財務内容の健全性が著しく損なわれている企業でない

買取の対象となる債権(手形)についてのチェック項目

確認	チェック項目
	建設工事(災害廃棄物の撤去等を含む)に関する請負債権または資材販売債権である (出来形部分等に対する支払に係る債権を含む)
	一回の買取債権あたり、債権の合計が100万円以上である
	対象計算期間が(支払サイト)が30日以上120日以内である

ご利用の留意点

◆ 対象債権

元請建設業者を債務者、お客様を債権者とする債権であって、建設工事(災害廃棄物の撤去等を含む)の出来形部分等に対する代金の支払に関するものが対象です。元請建設業者が直接振り出した手形で、振出日から支払期日までの期間が120日以内であることが条件です。

◆ 買取金額

一回の債権譲渡契約についての手形債権合計金額下限額は100万円となります。複数の手形債権の買取をご希望の場合は、その合計額が100万円以上であれば買取可能です。

◆ 債権買取限度額

下請債権保全支援事業では、元請建設業者および、ご利用されるお客様毎に買取上限が設定されるため、ご希望に沿えない場合があります。

◆ 審査

買取に際しては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合があります。なお、審査の基準等に関する照会には一切応じかねますので予めご了承ください。

◆ 債権買取の申込、契約について

債権買取のお問い合わせを頂いたこと、および債権譲渡契約を締結した事実等について、元請建設業者に伝わることはありません。ご安心してお申し込みください。

◆ 買戻不要

万が一債権買取後に元請建設業者がお支払不能の状態となった場合でも、買戻す必要はありません。